

第1回高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会 会議結果報告書

開催日時	平成17年7月28日(木曜日)午後6時30分～午後8時30分					
開催場所	宮城県古川合同庁舎 大会議室					
委員の出欠 出席者 欠席者 -	委員長 (古川市議会議員)	佐藤昭一		委員 (三本木町在宅介護支援センター運営協議会会長)	熊谷和士	
	副委員長 (岩出山町民生児童委員協議会副会長)	中川矩雄		委員 (ケアプランニングおおさき所長)	斉藤優子	
	副委員長 (協議会委員)	寺澤道子		委員 (田尻福祉施設長兼管理者)	関文郎	
	委員 (放送大学客員教授)	西郡光昭		委員 (宮城県敬風園総合施設長)	栗田定夫	
	委員 (松山町議会議員)	只埜涉		委員 (古川市被保険者)	鹿野文男	
	委員 (三本木町議会議員)	高橋憲明		委員 (松山町被保険者)	櫻井睦子	
	委員 (鹿島台町議会議員)	中野繁		委員 (三本木町被保険者)	及川みや子	
	委員 (岩出山町議会議員)	笠原校蔵		委員 (鹿島台町被保険者)	戸松ユキ	
	委員 (鳴子町議会議員)	中鉢和三郎		委員 (岩出山町被保険者)	石森時江	
	委員 (田尻町議会議員)	菊地正芳		委員 (鳴子町被保険者)	藤田謹一	
	委員 (古川市医師会理事)	浅野昭一		委員 (田尻町被保険者)	蕪木隆雄	
	委員 (玉巻郡医師会理事)	遊佐幸暁		委員 (宮城県大崎保健福祉事務所地域保健福祉部次長)	岡田瑞明	
	委員 (遠田郡医師会理事)	天野克彦		委員 (協議会委員(古川市住民代表))	米城夏江	
	委員 (大崎歯科医師会専務理事)	野村俊彦		委員 (協議会委員(松山町住民代表))	丸一男	
	委員 (大崎薬剤師会副会長)	佐々木浩司		委員 (協議会委員(鹿島台町住民代表))	阿部雅良	
	委員 (松山町保健推進会会長)	尾口淳子		委員 (協議会委員(岩出山町住民代表))	佐藤技	-
	委員 (三本木町健康づくり推進協議会副会長)	岩淵仁寿		委員 (協議会委員(鳴子町住民代表))	吉田惇一	
	委員 (鳴子町食生活改善推進員会副会長)	中村秀子		委員 (協議会委員(田尻町住民代表))	石澤京子	
	委員 (古川市社会福祉協議会常務理事兼事務局長)	菅股彰信		出席者 36名・欠席者 1名		
事務局	協議会長 佐々木謙次, 事務局長 佐藤吉昭, 事務局次長 千葉義明					
	調整1班長 湯村武一, 調整2班長 中鉢正志, 調整班主任 圓田健二					
	調整班員 高橋輝幸, 大場一浩, 平澤隆, 佐々木規夫					
その他	保健福祉部会 石ヶ森勉部会長他5名, 介護保険分科会 鈴木安雄分科会長他8名 ㈱ワイズマンコンサルティング 堀澤和雄他1名					
傍聴者	一般5名 ・ 報道関係2名(2社)					
委員長の署名						

会議次第

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員紹介
- 5 委員長及び副委員長の選出について
- 6 協議事項
 - (1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会設置要綱(案)について
 - (2) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定体制について
 - (3) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会スケジュール(案)について
 - (4) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について
 - (5) 介護保険法改正の概要について
 - (6) 日常生活圏域の設定について
 - (7) 人口推計について
 - (8) 介護給付費の現状について
 - (9) 次回会議の開催について
 - (10) その他
- 7 閉会あいさつ
- 8 閉会

議事の概要

- 1 開会
- 2 開会あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員紹介
- 5 委員長及び副委員長の選出について

千葉次長：委員長及び副委員長の選出についてですが、事務局としては、これまで協議会委員として合併協議に携わっていただいた鳴子町の吉田委員を仮議長と考えています。異議はありませんでしょうか。

全 員：拍手(異議なし)

(吉田委員が仮議長となり進行)

吉田議長：それでは委員長及び副委員長の選出をしたいと思います。まず事務局から説明をお願いします。

千葉次長：まず委員長及び副委員長の選出についてですが、大崎地方合併協議会小委員会規程の第4条に基づき、委員長及び副委員長を置くことになっています。また、その選出については小委員会委員の互選により選出します。なお、副委員長に選出については他の小委員会の例からも、2名の方の選出をご検討いただきます。配布資料の3ページの委員区分における学識経験者、協議会第3号委員の方から1名ずつの選出を、事務局として提案させていただきます。

吉田議長：それでは、最初に委員長の選出に入ります。選出に際してご意見はありますか。

中鉢委員：大崎市民になる方以外に県や大学の先生などが委員になられているようですが、ぜひ市民の中から委員長を出していただきたいと思います。具体的な名前は挙げませんが、ぜひそういう線で選考していただきたいです。

吉田議長：中鉢委員から、市民の方から委員長をとの意見が出ました。他に意見はありますか。

斉藤委員：1市6町のこの小委員会は非常に短い期間の中で計画を策定することになりますから、学識経験豊かで古川市の介護保険制度のスタート時に古川市の策定委員長を務められた西郡委員を推薦したいと考えております。客観性、公平性を保ち、小委員会委員37名をとりまとめて最終的に短時間のうちに計画が策定されるという期待とともに、その適任者として西郡委員を推薦いたします。

吉田議長：斉藤委員の方からは西郡委員を推薦したいという意見が出ました。他に意見はありますか。

佐藤昭一委員：私も中鉢委員と同じ意見です。新市の医療体制にかかる専門小委員会にも、大学の先生が入っています。大学の先生は専門家として、いろいろなアドバイスをする立場でやっていただく方が、より質の高い内容のものになると考えます。先の専門小委員会でも、委員長は1市6町の住民から選ばれています。やはり自らが新市をつくっていくという気概の中で、委員長は1市6町の住民の中から選ぶべきではないでしょうか。それが平成デモクラシーの幕開けというスローガンにも合致した合併協議会の進め方だと思います。

吉田仮議長：佐藤昭一委員からは、大学の先生はアドバイザー的な立場に立っていただき、委員長は市民の方になっていただきたいという意見が出ました。他に意見はありますか。

関 委員：先ほど名前が上がった、西郡光昭委員はいろいろ経験豊富な方ですので、委員長をやっていただきたいと思います。

吉田議長：他に意見はありますか。

全 員：なし。

吉田議長：他にないようですが、いかがいしましょうか。中鉢委員、佐藤委員のほうから具体的な名前を出していただきたいと思います。

中鉢委員：1市6町の中心である古川市の佐藤昭一委員に委員長になっていただきたいと思います。

吉田議長：古川市の佐藤昭一委員という具体的な名前が出ましたが、進め方については、事務局どうでしょうか。

千葉次長：互選が前提ですので、事務局からはとくにはありませんが、2人から意見を聞くのはいかがでしょうか。

西郡委員：委員長、副委員長の選出で時間を割くのもどうかと思います。推薦の逆ではありませんが、ご辞退申し上げます。

高橋委員：公平な立場かつ、策定に詳しい西郡委員に委員長をお願い申し上げます。スムーズに進めていただきたいです。なんとかお願いしたいと思います。

吉田仮議長：では、拍手の多い方で決めたいと思いますが、ご意見はありますか。では、佐藤昭一委員どうぞ。

佐藤昭一委員：私と西郡委員2人の名前が挙がり、西郡委員本人がご辞退されました。私は折角推薦されたわけですから引き受けたいと思います。公平な立場というのは、私も当然と考えております。私には、合併協議会の教育検討小委員会の委員長の経験もありますし、古川市の第1期の介護保険事業計画策定の委員でもあります。それなりの問題意識は持っているつもりですので、選出された責任を果たしたいと思います。

吉田議長：では、佐藤昭一氏を委員長とすることでよろしいですか。

全 員：拍手（異議なし）

委員長あいさつ：まず、ご辞退していただいた経緯がありますので、西郡委員には感謝の意を述べたいと思います。公正にという皆さんのご意見も踏まえて、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画を作っていかなければならないと思っています。平成12年からの介護保険事業は、地方分権の試金石だという位置付けでスタートしました。まさに走りながら考えるという制度でしたが、5年の蓄積があり、ほぼ定着してきたのだと思います。しかし、高齢者社会の進展、国の財政の圧迫、これらを勘案すれば、1市6町がひとつになった計画を作らなければならないという思いが深くなり、本当に真剣に取り組まなければならないという意を強くしています。そういう立場で事務局を含めて綿密な打ち合わせをしながら、立派な計画を作りたいと思いますので、委員皆様にはご支援、ご協力を切にお願い申し上げます。

（吉田議長から佐藤昭一委員長へ議長交代）

佐藤昭一委員長：副委員長の選出に移ります。

佐藤昭一委員長：副委員長を2名選出します。事務局の案では、学識経験者から1人、協議会3号委員から1人を選出するというものでした。すでに全委員の了解は得ていますのでそのように進めていきます。まず学識経験者から1人決めたいと思います。自薦他薦はありませんか。

高橋委員：ご辞退された西郡委員に副委員長になっていただきたくご推薦申し上げます。

西郡委員：1人の小委員会委員として、策定作業が順調に運ぶように精一杯努力いたします。副委員長

の職はご辞退申し上げたいと思います。

佐藤昭一委員長：西郡委員本人からの辞退を認めます。委員の構成ですが、議員、医師、各町の保健推進健康づくりを担当する方、そして被保険者の代表者という分類になっています。私は議員ですので議員を選出の対象から外します。残るは、医師の方々、各町の福祉に携わるの方々、被保険者の代表者という3つのグループになります。3つのグループでどなたかいないでしょうか。また協議会委員については住民代表ですから、ある意味では被保険者と重複します。最終的に残るのは、医師の方々か福祉に携わる方で、その中から選びたいと思いますが、いかがでしょうか。

蕪木委員：協議会第3号委員からの選出をまず行ったほうがよいと思います。

佐藤昭一委員長：では、協議会3号委員の7名から副委員長1人を選出します。自薦他薦はありませんか。

笠原委員：さきほど仮議長を務められた吉田委員に副委員長をお願いしたいと思います。

吉田委員：他にも職務があるため、辞退させていただきます。女性も多く入っていますので、どなたか女性の委員が副委員長になっていただきたいと思います。

佐藤昭一委員長：吉田委員から推薦はありませんか。

吉田委員：では、第3号委員の間で話し合っ決めてたいと思います。

佐藤昭一委員長：では、第3号委員の方々に集まって、別室で協議していただくことにします。学識経験者からの副委員長の選出についてですが、自薦他薦はありませんか。各町から重複しないよう委員長、副委員長を選出したいと考え、医師の方々はお忙しいことと思われ、また医療の小委員会委員を兼任の方もおります。ですから、施設の関係者からということで田尻の関委員をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

関 委員：ご辞退申しあげます。

笠原委員：各市町が重複しないことを考えるのであれば、第3号委員からの副委員長が決まってから進めるのがよいのではないのでしょうか。

佐藤昭一委員長：3号委員が決まるまでの間、暫時休憩とします。

< 休 憩 >

佐藤昭一委員長：議事を再開します。第3号委員からの副委員長が選出されたようですので、吉田委員から説明をお願いします。

吉田委員：三本木町の住民代表の寺澤委員を推薦することに決まりました。

佐藤昭一委員長：寺澤委員が副委員長ということでよろしいですか。

全 員：拍手（異議なし）

佐藤昭一委員長：寺澤委員を副委員長に決定いたします。各市町から平等にということを考え、さきのグループ分けに従うと、残る候補者としては岩出山の中川委員、田尻の関委員、鹿島台の栗田委員、鳴子の中村委員という方々になります。

栗田委員：委員長が古川から決まり、副委員長が志田郡から決まれば、田尻や玉造郡から選ぶのが大崎の枠組みを考えれば理想的だと思います。

佐藤昭一委員長：町だけではなく郡にも配慮するということになると、岩出山の中川委員、田尻の関委員、鳴子の中村委員ということになります。3人の委員の中から選出したいと思いますが、いかがでしょうか。

全 員：異議なし。

佐藤昭一委員長：それでは、3人には別室で話し合っ決めていただきたいと思います。それまで休憩とします。

< 休 憩 >

佐藤昭一委員長：議事を再開します。関委員の方から報告していただきます。

関 委員：3人で話し合いをした結果、中川委員をお願いすることに決まりました。

佐藤昭一委員長：中川委員を副委員長とすることでよろしいでしょうか。

全 員：拍手（異議なし）

中川副委員長あいさつ

寺澤副委員長あいさつ

協議事項

佐藤昭一委員長：協議事項に入ります。（１）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会設置要綱（案）について、（２）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定体制について、（３）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定小委員会スケジュール（案）については関連があるので、一括して上程させていただきたいと思います。事務局から説明を求めます。

（千葉次長：会議資料p. 2 からp. 5 に基づき説明）

佐藤委員長：事務局から、協議事項（１）から（３）について、一括して説明してもらいました。委員各位からご意見、ご質問はありませんか。

全 員：なし。

佐藤昭一委員長：37名の委員で2つの計画をつくります。その計画は別個の計画ではなくて、一体性、関連性を持たなくてはなりません。最後まで37人の体制でやるのか、もしくは分けた体制で関連性を持ちながらやるのかということに関しては検討を要さないのでしょうか。また、委託料についてですが、合併協議会において補正予算429万7千円が組まれています。計画策定委員会ですので、我々委員が実際に文章を書くのか、あるいは、こちらから骨格を示してそれに基づいて委託を受けたコンサルの方がある程度書き、最終的にそれをもとに我々の方で検討する形になるのでしょうか。そのあたりがどのような作業になるのか委託料を含めて事務局に説明させていただきたいと思います。

千葉次長：議長の質問ですが、第1点は37名の大人数の中で策定を進めていくのかということ、もう1点は委託業者の業務のかかわり方、例えば資料をどこまで出すのか、それに対する小委員会の会議のあり方はどうなるのかという2点だと思います。

1点目についてですが、まず、小委員会を分割して小委員会の分科会的な組織を設け別個に作業を進める手法に関して申し上げます。厚生労働省が出している指針の中で保健・医療・福祉等各分野の方々からの参加を求め、各方面からの意見の反映が必要であるということから、結果的にこのような小委員会ができました。

また、小委員会の設置に先立って計画策定を行う組織のあり方については、保健福祉部会つまり協議会における専門部会で議論を重ねてきました。そこでは、これまで第1期、第2期の計画をそれぞれの市や町で行ってきた経緯があることから、第3期の計画は各市町で検討を行い、最終的に大崎市として1つの計画にまとめるという意見も出ました。しかし、最終的には大崎市として1つの計画をまとめることになることから、当然策定にかかわる組織もひとつであるべきという考え方からこのような小委員会において検討を行うことにしました。そうした経緯から、小委員会の組織を分割してそれぞれ検討を行うという考えは当初よりありませんでした。

また、議長よりこうした質問が出るのは、限られた会議の開催の中で、委員が意見を述べる機会が相対的に少なくなるという懸念からであると思います。事務局としては、会議の運営について正副委員長のご指導をいただき、多くの委員が意見を発言できる機会を多く持てるよう留意していきたいと考えています。また、関係資料の配布について、今回は3日前に配布することとなりましたが、今後は資料を取りまとめ次第提供し、各委員に事前に検討していただくことで、限られた会議の回数の中で密度の高い検討ができるような会議の運営をしていきたいと考えています。この点についてはご理解をいただきたいと思います。

次に、コンサルタントとの業務における関わり方についてですが、限られた会議の開催があるので、資料についてはコンサルティング会社と協力した上で事務局が作成、たたき台を提示して、そのたたき台を小委員会で検討していただくことを考えています。計画案を良いか悪いかは評価してもらおうということではなくて、より多くの委員からご意見をいただきながら、たたき台から大崎市流の計画策定に結び付けていただければと考えています。

佐藤昭一委員長：今後の会議の進め方として、事務局と正副委員長との間で相談して、皆さんにお諮りしていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全 員：異議なし。

佐藤昭一委員長：協議事項1から3については原案通りであることを確認します。次に（４）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について、事務局の説明を求めます。

(千葉次長：会議資料p. 6 からp. 13に基づき説明)

佐藤昭一委員長：事務局より説明のあった第4の協議事項について質問はありますか。

浅野委員：p.12の老人福祉法の改正において、20条の3、新しいサービスが書かれてありますが、これらの説明をお願いしたいと思います。

石ヶ森専門部会長：国で今回改正がありました。いろいろな言葉が出てきました。国から詳細まで提示されていない状況でありますので、概要を申し上げます。例えば夜間対応訪問介護についてですが、在宅にいる場合も24時間安心して生活できる体制が必要であることは周知のことです。これが定期巡回と通報による随時の対応と併せて、このような形で進めていきたいという国のイメージとして伝わってきます。利用対象者は、1市当たり300人から400人程度を想定していますが、ただ市町村の大きさによって変わります。国で想定しているのは大きな都市圏であろうと思われますので、わが大崎市として、どれくらいの量なのかというのはまだ分かりかねます。夜間ヘルパーの巡回、おむつの交換などがイメージ的には予想されます。

また、認知症対応型や小規模多機能も示されています。小規模多機能については、今回初めて出てきた言葉ですが、ひとつの民家を借り、デイサービス、時にはそこでの宿泊も可能など、いろいろな形態ができてくるだろうと考えられます。その中で、通いも泊まりも選択できる、その地域で生活できる、自立した生活を送れるように支援をしようという考え方で、イメージという形でしか示されていませんので、このような説明でご了承いただきたいと思います。これらについて国から示され次第、まとめて皆様方にご説明申し上げたいと思います。

佐藤昭一委員長：その他、質問はありませんか。

全 員：なし。

佐藤昭一委員長：これは国の定めでありますので、今後の検討に参考にさせていただきたいと思います。

協議事項の4については以上のように確認いたします。次の(5)介護保険法の改正の概要について事務局から説明いただきたいと思います。

(千葉次長：会議資料p.14, 15, 別冊資料「第3期介護保険事業(支援)計画等について」に基づき説明)

佐藤昭一委員長：皆さんは介護保険法がどのように変わったかについてはご承知のことと思いますが、図式を交えて、改めてご説明いただきました。これらを念頭に、今後計画をつくることになると思います。事務局の説明について、何か質問はありますか。

全 員：なし。

佐藤昭一委員長：今後の計画策定に関して、各委員には、これらのことへの理解を深めてこれからの協議に当たっていく旨お願い申し上げます。協議事項(5)については以上のように確認します。次に協議事項(6)日常生活圏域の設定についてです。事務局から説明をお願いします。

(千葉次長：会議資料p.16からp.19, 別冊資料に基づき説明。)

千葉次長：日常生活圏域についての説明ですが、圏域設定のご検討いただく前に、合併協議会の石ヶ森部会長より大崎市の圏域設定について基本的な考え方をご説明申し上げます。

(石ヶ森専門部会長：大崎市の圏域設定について、追加資料p.17-2に基づき説明)

佐藤昭一委員長：さきほどの説明で、本日、可能であれば、生活圏域の設定をしていただきたいということでしたが、法改正の内容を把握して会議に臨んでいる方が多いと思いますが、中には初めてこの概念にふれる方もいることと思います。このような状況で、今日決めることは難しいのではないのでしょうか。この件についての意見ということで私の考えを述べさせていただきますが、大崎市流の住民自治活動組織が別の小委員会で今議論されています。地域審議会を設けることができますが、この1市6町の合併では地域審議会ではなく、地域自治組織、しかも大崎市流のものになります。これに関連して今、各市町でどういう組織があって、どういう運営をして、どういう活動しているのかということ議論している最中です。古川では49人の市民の皆さんから応援いただいています。最終的な結論を合併協議会の方に報告するわけですが、10月頃に地域自治組織の形が出てくるようです。

ここで言いたいことは、地域自治組織と日常生活圏の関係が全く無関係でいいのか、ある程度関係を持った方がいいのか、という判断をした上でないと圏域を設定できないのではな

いかということです。例えば、在宅介護支援センターが18ページの表に地域ごとに示されていますが、この通りやるのであれば簡単に決められます。しかし、一方の地域自治組織との関係を加味することは、地域の連携、活動、福祉、介護、あるいは地震なども想定した場合の安否確認などを踏まえると、必要なのではないかという気がするのです。これらについて皆さんからご意見をいただきたいと思います。

石ヶ森専門部会長：介護保険制度は平成12年にスタートしましたが、在宅介護支援センターというものがおよそ中学校区に1つ設置するように国から示されました。現在、18ページの表にあるように、在宅介護支援センターは基幹型、地域型というものがあります。ご存じのように、高齢者の相談、3施設の提供の相談などについて、この在宅介護支援センターは機能していません。古川市の場合は、1カ所が基幹型、残り4カ所は地域型です。松山町は基幹型と地域型で1カ所、三本木町も同じ、鹿島台町、岩出山町、田尻町も同じです。鳴子町については、川渡に地域型があります。このような形で平成12年、それ以前からも地域の在宅介護支援センターは設置されてきましたが、クローズアップされたのは介護保険制度ができてからでした。我々保健福祉の現場に携わる者のよりどころとしては、在宅介護支援センターというのはひとつの目安と考えられます。ですから、この点は皆様方に考える上での材料としてご提示申し上げました。

佐藤昭一委員長：今日決める必要があるのか、それとも次回まででよいのでしょうか。事務局どうですか。

千葉次長：運営のスケジュールについては、今回7月の第1回小委員会の後、9月に第2回、12月に第3回となっています。個別にどの部分まで決めていくかということに関する詳細の詰めについては事務局として提示しておりません。ただ、第2回については概ね新しい計画の章構成、それを受けて第3回においては中身の肉付けと保険料等についての検討、最終的に第4回目では成案としても計画原案の最終調整ということでおおまかにそのようにイメージしていました。これを前提に今の段階にすると、日常生活圏域の設定はサービスの見込み量の基本的な単位になることから、この場で確認、決定していただくと今後のスケジュール的な意味からは非常にやりやすくなると、事務局としては考えています。

佐藤昭一委員長：今後の進め方からすると、この場で決めるということなのですが、これについて意見はどうですか。

中鉢委員：日常生活圏域は非常に重要な新しい考え方であるため、じっくり検討することが必要だと思えますが、委員長が言うように地域自治組織との絡みで考えると、古川市以外の他の町については、地域自治組織はひとつです。その関連でいえば、専門部会長が言ったように、それぞれ町は1圏域でよいと考えます。古川がどう分けられるかをこの場で議論すれば、問題ないのではないのでしょうか。

佐藤昭一委員長：6町はそれぞれ1つ、古川の分け方をどうするかという設定の考え方です。確かに一理ありますが、ほかに意見はありますか。

栗田委員：事務局からは今日決めなければいけないという話ですが、我々がこのことを議論するにあたり、地域のニーズがどうなっているかという資料すらいただけていない中で、圏域を決めるというのは無謀であると思えます。生活圏域の設定にあたっては、18年度の設置が求められている地域包括支援センターとの絡みもあるわけだから、それも並行して考えるべきだと思います。

佐藤昭一委員長：資料もない、地域包括支援センターとの関係もある、ただ生活圏域だけを決めるわけではありませんので、14ページの新たなサービスにおける地域密着型サービスには施設の問題が当然絡んできます。サービス量の見込みもきちんとしなければなりません。したがって、皆さんは相当の知識、予備知識を持って参加しているとは思いますが、肝心な問題ですからこの場で決めるのはいかがなものなのでしょうか。

中鉢委員：私もあまり詳しく分かっているとは言えませんが、18年度に合併して新しい大崎市になりそのときどうするかという問題について、それを考えるのが今だとすると今の枠組みで考えるしかありません。例えば鳴子の場合を考えると、やはり今の職員を中心として今あるデータをベースに考えてやるしかないと思います。その中で、18年度から次の計画期間までの間に、

全体を見た中での新しい大崎市としての考え方を決めていくしかないのではないのでしょうか。ここで議論するのも重要ですが、細かいことまでは分かりません。それについては、やはり各市町村の担当の職員の方がやらざるを得ないと思います。

石澤委員：中鉢委員の意見と同じですが、今のところで考えていかなければいけないと思います。学校区単位で重要な施設、生活圏が今でもきちんとされていると考えています。地域でも学校区単位で動いているということは、自分の町を見て、そう感じています。古川市の場合はどうなっているのかは想像できませんが、ただ学校区単位で地域の中でそれぞれポイントに置かれているのではないかと認識があります。それをもとに日常生活圏域を考えると、そのまま現在の状況を受け入れていいのではないかと考えます。もちろん地域自治組織も検討もされていて、田尻町も昨日最終的な検討が終わりました。その中で、やはり学校区単位というところが大きな話で出てきていました。考えるポイントはそのあたりなのかなと思います。防災の時には学校の体育館に行く、こういうことは皆さんにとっても一般的なことではないかと考えます。まず学校区単位の地域で対応が考えられているということも周知のことではないかと思えます。

佐藤昭一委員長：学校区とは小学校区ですか、中学校区ですか。

石澤委員：先程説明にもあった、中学校区単位という認識です。

高橋委員：皆さんとは反対かもしれないが、私の考えを述べさせていただきます。生活圏域の設定については地域自治組織と将来的に関係することは間違いないと思いますが、地域、地域で社会福祉士、保健師、ケアマネジャー等有資格者を置かなければならないということで、組織が出すぎてくるよりは、郡に1つ、古川市に1つといったもう少し大きな単位で考えてもいいのではないかと思います。

なぜなら、地域に数ばかりが増えても、職員や有資格者が現在いないからです。それよりも熱意を持って仕事に取り組める人をいかにその地域から生み出すか、あるいは見つけるかが問題であると考えます。作るだけというのは簡単でも、地域的なばらつきが出てくるのではないのでしょうか。それよりも集約的にプロパー、専門家の人数を集め、そこから派遣していく形でその地域を考えるということも必要なのではないのでしょうか。

佐藤昭一委員長：郡単位にひとつという考え方も出されましたが、ほかに意見はありますか。

全 員：なし。

佐藤昭一委員長：考え方がそれぞれ出されましたが、今後の事業計画、施設設備、センターの設置等が絡む問題ですので、地域自治組織とも関連も含めて考えたいと思います。例えば、古川の場合は中学校単位にしたらいいかどうか、まだ決まっていません。明日検討することになっていますが、地域自治組織を無視して古川の圏域をどうするかを決める責任は負えないと思います。これらを踏まえて次回までに結論を出したいと考えています。郡単位という話も出ましたが、6町についてはそれぞれを1つの生活圏域とし、古川については議論の中でどうなるか、それを加味して討議していただくという方向で、次回結論を出したいと思います。それまで各自検討しておくということではいかがでしょうか。

全 員：異議なし。

千葉次長：事務局としては、保健福祉部会、介護保険分科会のほうで、日常生活圏域の在り方について、先行的に試行的に検討を進めてきました。これを認めてくださいというのではなく、次回検討するということであれば、本日皆様に事前資料という形で関連資料をご提示したいと思いますがいかがでしょうか。

全 員：了

佐藤昭一委員長：事務局ないしは部会で今まで検討したものがありますので、その資料を配布させていただきます。その資料をもとに、皆さんには次回まで検討していただきたいと思います。次回はその方向を出したい。そういうことで、この生活圏域の設定についてはよろしいですか。

全 員：異議なし。

佐藤昭一委員長：(7)人口推計について、(8)介護保険費の現状について、一括して協議事項にします。事務局から説明を求めます。

千葉次長：協議事項(7)、(8)の説明ということですが、その前にさきほど配布させていただいた

資料について簡単なコメントをさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

佐藤昭一委員長：よろしい。ではもとに戻って、事務局の方でこの間議論して積み上げてきた一定の考え方の資料が配布されましたので、説明を簡潔にお願いします。

石ヶ森専門部会長：資料はとくに資料（４）についてですが、さきほど委員の方からいろいろ出ましたが、我々も部会、分科会において、同じような形で議論をしました。我々からは、最終的にはこのような形というのを１つの考え方として皆さんにご提示申し上げたいと思います。古川は４つの区分にしたいと考えています。人口的な面にしても、高齢者人口からみると、ばらつきはそれほどないだろうという考え方からです。全体で31,000、古川の中央部は人口密度が高いので高齢者人口5,000ということで少し特異な形はありますが、あとは2,000、3,000、4,000というところなので、このような分け方も、１つの考え方としてありうると考えています。

資料（２）として、圏域毎の特徴という部分は、あとで各自お読みいただきたいと思います。古川の中央地域は密度が高くなっており、以下、各々の町はそのような特徴になっています。最後のページですが、そのような圏域を定めると、施設の種類はこのようになります。各々の地域において、こういう形でまだ少しばらつきがありますが、これらのばらつきが最終的に解消して、各地域で同じようになるまでには少し時間が必要であると考えています。

佐藤昭一委員長：事務局から説明のあった資料を参考に、次回までご検討いただきたいと思います。

（千葉次長：協議事項（７）、（８）について、会議資料p.20からp.27、当日配布資料に基づき説明）

佐藤昭一委員長：次長より統計的なもの、実績的なものについて説明いただきました。ご意見、ご質問はありませんか。

全 員：なし

佐藤昭一委員長：なお、給付費が出されたのに併せて、介護給付費準備基金及び財政安定化基金は特別会計で各市町が持っているわけですが、この特別会計の内容についても次回事務局から資料を提供していただきたいと思います。実際の特別会計の状況をお互いが知ったうえで、計画、保険料を決めるというふうにしたいと思います。

佐藤昭一委員長：協議事項（９）次回の会議の開催について、事務局から説明を求めます。

（千葉次長：第２回の開催日程について、１案から３案まで提示。第１案：９月17日（土）午後４時、第２案：９月11日（日）午前９時30分、第３案：９月５日（月）から９月９日（金）のいずれかの日の午後６時30分）

<各委員による協議の結果、第３案を採用した。ただし時間は午後６時から。具体的な開催日については正副委員長と事務局が、会場の確保の関係等を話し合い決定、各委員に連絡する。次週中（８月６日まで）の連絡を予定。>

佐藤昭一委員長：協議事項（９）、次回の開催は９月５日（月）から９月９日（金）のいずれかの日で午後６時からとします。日程については、委員長、副委員長、事務局で決めて皆さんにお知らせするという事ですのでよろしいでしょうか。来週中に確定させて皆さんにお知らせします。

全 員：了

佐藤昭一委員長：協議事項の最後、（１０）その他について何かありませんか。

全 員：なし。

佐藤昭一委員長：協議についてはこれで終了とします。議長の任を解かせていただきます。

7 閉会のあいさつ（寺澤副委員長）

8 閉会